

消費生活

No. 114

平成27年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- クーリング・オフ制度をご存知ですか
 - 困った! 消費生活
- …そんなときは188(いやや!)にお電話を

親子で学ぶ 消費者移動教室を開催しました

平成27年7月28日(火)に、小学生とご家族を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催しました。

今回は、東京都江東区にある「がすてなーに ガスの科学館」と「東京都虹の下水道館」へ行きました。

ガスの科学館では、ガスの使われ方などに関するクイズ大会や、ガスににおいがついていいる理由について学ぶ実験に参加したり、体験型学習ゾーンを巡ったりし、ガスやエネルギーについて楽しく学びました。



中はどうなっているのかな?

エコドライブに挑戦!



どんな匂いがするのかな?

お魚発見!こんなに水がきれいになったよ!

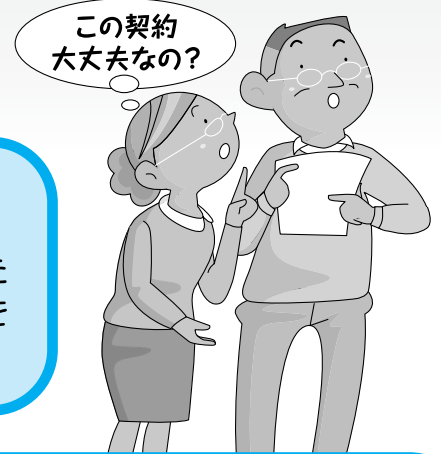
また、東京都虹の下水道館では、江東区の水をきれいにする「有明水再生センター」を見学して、下水道の役割や大切さについて学びました。

きれいな水はどこに流れていくのかな?





クーリング・オフ制度を ご存知ですか



1 クーリング・オフって何ですか？

「クーリング・オフ制度」は、一旦申し込みや契約をしてしまった後でも、冷静になって考え直し、一定期間であれば無条件で契約を解除できるという、消費者を守る制度です。

2 どのような契約でも「クーリング・オフ」できますか？

原則的に一旦契約が成立すると一方的に理由もなくやめることは出来ません。しかし、突然自宅に営業員が訪問して来た場合や道で突然呼び止められて断りきれず契約をした場合など、不意を突くような勧誘を受け、冷静な判断が出来なかったような特定の取引に限ってクーリング・オフすることが出来ます。

3 どのような取引が対象ですか。また、期間は決まっていますか。

取引名	取引内容	期間
訪問販売 キャッチセールス(※1) アポイントメントセールス(※2) SF商法(※3)を含む	店舗以外での訪問販売	8日間
電話勧誘販売	電話による勧誘取引	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステティック・外国語教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービス	8日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法	20日間
訪問購入	店舗外で業者が買い取る契約	8日間

(※1) 通行人を呼び止め路上や近くの営業所に連れて行って契約させること。

(※2) 販売の目的などをはっきりさせず、また、他者より著しく有利だと告げて電話等で呼び出し契約させること。

(※3) 会場などに人を集め、日用品等をただ同然で配り、雰囲気盛り上げ一種の催眠術にかかったような状態の中で、高額の商品を売りつけること。

★契約書を受取った日を含めて期間内(8日あるいは20日)に通知してください。

★必ず書面で通知してください。はがきで通知することが出来ます。

★クレジット契約をしている場合は、販売業者と信販会社両方に通知して下さい。

4 クーリング・オフのハガキはどのように書くのですか。

販売会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○○○○
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 株式会社×××
 ○○営業所

私が支払った代金○○円は返金して下さい。また受取った商品は引き取って下さい。

平成○○年○月○日
 (株)×××代表者様
 ○○県○○市○○1丁目2番地
 氏名○○○○○

信販会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○○○○
 商品名 ○○○○
 契約金額 ○○○○○○円
 販売会社 株式会社×××
 ○○営業所

平成○○年○月○日
 △△県△△市△△町3丁目5番地
 △△信販株式会社 代表者様

○○県○○市○○1丁目2番地
 氏名○○○○○

★ハガキの表面・裏面ともコピーして保管しておきましょう。

★「特定記録郵便」または「簡易書留」で送付し、送付の記録は保管しておきましょう。

5 クーリング・オフできない場合はどのようなときですか。

1. 通信販売で買ったもの

※返品特約がある場合はそれに従うことになります。何も表示がない場合は、商品が到着してから8日間であれば返品できます。ただし、返品の費用は消費者負担になります。

2. 自動車や自動車リース

3. 都市ガス・電気・葬儀費用

4. 現金で支払った場合で3千円以下の場合



クーリング・オフの期間を過ぎていても、契約が有効でないときはクーリング・オフできる場合があります。また、中途解約できる場合や取り消しが出来る場合がありますので、消費生活センターにご相談ください。

SOS! 困った! 消費生活

…そんなときは **188** (いやや!) にお電話を

消費者ホットラインが3桁番号「188」に変わりました

平成27年7月1日より、「消費者ホットライン」が局番なしの3桁番号188番での案内を開始しました。188に電話し、音声ガイダンスに従って郵便番号の入力などを行えば、お住まいの地域の消費生活センター等を案内する仕組みになっています。消費生活でのトラブルで困った時・どこに相談してよいかわからない時は、一人で悩まずに「消費者ホットライン」を利用しましょう。



消費者ホットラインとは

消費者ホットラインは、全国共通の電話番号から消費生活センター等の消費生活相談窓口を案内します。お住まいの市区町村の相談窓口が開所していない場合には、お住まいの都道府県の相談窓口や国民生活センターを案内します。なお、これまでの電話番号「0570-064-370」も引き続き利用できます。

消費生活センターや消費生活相談窓口で受けられる相談

消費生活相談窓口等で受けることのできる相談は次のような場合です。

- ・ 悪質商法や訪問販売・通信販売等による被害・事業者とのトラブル
- ・ 産地の偽装や虚偽の広告等、不適切な表示に関する事業者とのトラブル
- ・ 安全性を欠く製品やエステティックサービスによる身体への被害
- ・ 多重債務やクレジットカード、ヤミ金融などに関連した悩み など

【お願い】 消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。
相談の続きは、相談窓口の直通の電話番号へ電話してください。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● **成田市消費生活センター(市役所2階)** **23-1161** ●